

香芝市訓令甲第 5 号

各 部 課
各出先機関

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市事務決裁規程（平成 5 年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項に次の 2 号を加える。

(25) 香芝市議会基本条例（令和 3 年条例第 1 4 号）第 6 条第 6 項の規定による資料の提供及び同条例第 1 6 条第 2 項の規定による回答に関すること。

(26) 行政文書の開示請求（香芝市議会議員から請求があったものに限る。）に対する措置に関すること。

第 6 条第 1 7 号及び第 1 3 条の 2 第 1 5 号中「開示請求」の次に「（第 3 条第 2 項第 2 6 号に係るものを除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令の一部改正）

2 香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令（令和 6 年訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項に 2 号を加える改正規定中同項第 2 5 号を同項第 2 7 号とし、同項第 2 6 号を同項第 2 8 号とする。